

生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱

平成 27 年 3 月 11 日

第 1 目的

妊娠、出産等女性固有の機能及び身体的特徴を有することから生じる女性の心身に関するさまざまな支障や悩みに対応するため、相談指導体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。本要綱は母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱に基づき、本市の事業内容を定めるものである。

第 2 実施主体

八王子市とする。

第 3 事業内容

1 健康教育事業

思春期から更年期に至るまでの女性を対象に以下の健康教育事業を実施する。

- ア 各ライフステージに応じた健康教室等の開催
- イ 女性の健康に資する知識の普及啓発

2 健康相談事業

(1) 相談対象者

次に掲げる思春期から更年期に至るまでの女性とする。

- ア 思春期にあつて健康相談を希望する者
- イ 妊娠又は避妊についての相談を希望又は必要とする者
- ウ 不妊に関する相談を希望する者
- エ 婦人科疾患又は更年期障害を有する者
- オ その他性感染症を含め女性の心身の健康に関する相談を希望する者

(2) 相談担当者

医師、保健師又は助産師等とする。

(3) 事業内容

- ア 身体的又は精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- イ 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発
- ウ その他相談の実施に必要な事項

(4) 広報活動等

健康相談の連絡先等を記載したリーフレット等を作成し、思春期から更年期までの女性が多く集まる場所で配布する等広報活動を行う。

(5) その他

- ア 相談にあたっては、医学面のみならず心理・社会・経済面など総合的な面に配慮し、適切に他機関との連携を図る。
- イ 相談担当者の育成を図り、相談体制を向上させるための検討会を設置する。

3 不妊・不育症相談事業

(1) 不妊症に対する相談

ア 相談対象者

不妊で悩む夫婦等とする。

イ 相談担当者

不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉及び心理に関する知識を有する者等とする。

ウ 事業内容

- (ア) 不妊に関する相談指導
- (イ) 不妊治療に関する情報提供
- (ウ) 不妊相談行う実施担当者の研修
- (エ) その他不妊相談に必要な事項

エ 実施担当者の研修は以下の内容を行うものとする。

- (ア) 不妊相談の進め方
- (イ) 不妊の原因
- (ウ) 不妊の検査方法
- (エ) 不妊の治療方法
(排卵誘発剤の使用法と副作用、体外受精及び胚移植についてなど)
- (オ) その他不妊相談について必要な事項

オ 留意事項

- (ア) 専門的な不妊相談を必要とする者が必要な対応を受けられるよう、1の健康相談事業との連携を密にすること。
- (イ) 東京産婦人科医会等関係機関との密接な連携を図るようにすること。
- (ウ) 泌尿器科を標榜する医療機関とも密接な連携を図るようにすること。
- (エ) 相談者のプライバシーの保護に十分配慮すること。

(2) 不育症に対する相談

ア 相談対象者

習慣流産その他妊娠後に流産、死産等を繰り返して生児を得ることができない状態（以下「不育症」という。）で悩む者とする。

イ 相談担当者

不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他保健及び心理に関する知識を有する者等とする。

ウ 事業内容

- (ア) 不育症に関する相談対応
- (イ) 不育症治療に関する普及啓発及び研修
- (ウ) その他不育症相談に必要な事項

(3) 事業の周知

不妊・不育症相談の連絡先等について、各種広報誌への掲載及びポスター等の作成配布により市民への周知を図るとともに、医療機関に対しても本事業の周知を図るものとする。

(4) 関係機関との連携

本事業実施にあたり、医師会その他関係団体と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。

第4 その他

本事業の実施に当たっては、本要綱に定めるもののほか、母子保健医療対策等総合支援事業の実施について（平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の規定によることとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。